

山口県報

平成 22 年
3 月 31 日
(水曜日)

目次

条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十九号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第七条の四の二中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の二の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第一項中「この条」の下に「から附則第九条の四の四まで」を加え、「、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条第二項中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第三号口」に、「第十項」を「附則第九条の四の四第一項」に改め、「この条」の下に「及び附則第九条の四の四」を加え、同条第三項第一号中「車両総重量（以下この条」の下に「及び附則第九条の四の四」を加え、同号イ中「この条」の下に「及び附則第九条の四の四第一項第一号」を加え、同号ハ中「この条」の下に「及び附則第九条の四の四」を加え、同項第二号中「第十一項」を「附則第九条の四の四第二項」に改め、同条第八項中「、第十項又は第十一項」を「又は附則第九条の四の四第一項若しくは第二項」に、「平成二十二年三月三十一日までに」を「平成二十二年八月三十一日（第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに」に改め、「第一号」の下に「又は第三号口」を加え、「百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行わ

れた場合にあつては、百分の一」を「百分の一」に、「百分の二を」を「百分の二」(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を「に」、「第三号」を「第三号イ」に、「百分の一」(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)を「百分の〇・五」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。)に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

附則第九条の四の二第九項から第十二項までを削る。

附則第九条の四の五を削る。

附則第九条の四の四第一項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条第二項中「附則第九条の四の四第一項各号」を「附則第九条の四の六第一項各号」に、「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に、「附則第九条の四の四第二項」を「附則第九条の四の六第二項」に改め、同条第三項の表中「附則第九条の四の四第二項」を「附則第九条の四の六第二項」に、「附則第九条の四の四第一項」を「附則第九条の四の六第一項」に、「附則第十二条の二の四第三項」を「附則第十二条の二の七第三項」に、「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に改め、同条を附則第九条の四の六とし、同条の次に次の二条を加える。

(軽油引取税の税率の特例)

第九条の四の七 軽油引取税の税率は、第八十一条の六の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき三万二千百円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第九条の四の八 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第八十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素

油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第八十一条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第八十一条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第八十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第八十一条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第八十一条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第九条の四の三を附則第九条の四の五とし、附則第九条の四の二次に次の二条を加える。

(自動車取得税の免税点の特例)

第九条の四の三 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第七十二条及び第七十八条の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第九条の四の四 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(附則第九条の四の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第九条の四の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

3 前二項の規定は、第七十四条又は第七十五条第一項若しくは第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第九条の五第一項中「第五項」及び「同項」を「第四項及び第五項」に改め、「（第四項において「電気自動車等」という。）」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第四項の表以外の部分を次のように改める。

4 次に掲げる自動車に対する第八十四条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガ

入軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項及び第七項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第九条の第五項第二号イを次のように改める。

イ 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第九条の第五項第二号ロ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「 」及び「 」を削り、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「第四項」を「第五項」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、「当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第八項を削り、同条第九項中「前二項」

を「前項」に改め、「又は第八項」を削り、同項を同条第八項とする。

附則第十七条の二第二項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 平成二十一年度以前において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)第十八条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。)(第九条の六第一項に規定する公開買付けに依って行う同項に規定する上場株式等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。)

4 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに依って行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、改正前の山口県税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。)(附則第十七条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

5 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)(の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

7 改正後の条例附則第九条の四の六の規定は、施行日以後に改正後の条例第八十一条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に改正前の条例第八十一条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現にされている改正前の条例附則第九条の四の四第二項において読み替えて準用する改正前の条例第八十一条の十二第二項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請は、改正後の条例附則第九条の四の六第二項において読み替えて準用する改正後の条例第八十一条の十二第二項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請とみなす。

9 この条例の施行の際現に改正前の条例附則第九条の四の四第二項において読み替えて準用する改正前の条例第八十一条の十二第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、改正後の条例附則第九条の四の六第二項において読み替えて準用する改正後の条例第八十一条の十二第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

10 この条例の施行の際現にされている改正前の条例附則第九条の四の四第二項において読み替えて準用する改正前の条例第八十一条の十四第一項の規定による免税証の交付の申請は、改正後の条例附則第九条の四の六第二項において読み替えて準用する改正後の条例第八十一条の十四第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

11 この条例の施行の際現に改正前の条例附則第九条の四の四第二項において準用する改正前の条例第八十一条の十四第四項の規定により交付を受けている免税証は、改正後の条例附則第九条の四の六第二項において準用する改正後の条例第八十一条の十四第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

(自動車税に関する経過措置)

12 改正後の条例附則第九条の五の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

平成
二十
二年
三月
三十一
日
印刷

発行
行人
人所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁